

會計檢査事務必携

會計檢査事務必携

會計檢査事務研究会編

大成出版社

会 計 検 査 事 務 必 携

昭和51年3月15日 発行

編 者 会計検査事務研究会

発行者 箕 浦 正 良

発 行 所 株式 大 成 出 版 社
会 社

本 社	東京都世田谷区羽根木1-7-11	東 京	(03)321-4131
仙 台	仙 台 市 五 輪 2-5-10	仙 台	(0222)93-1449
地 方	東京都世田谷区羽根木1-7-11	東 京	(03)321-4135
東 京	東京都渋谷区円山町20-2 宮島ビル	東 京	(03)462-2491
名古屋	名古屋市熱田区西野町1-59	名古屋	(052)671-6757
大 阪	大阪市大淀区天神橋筋6-5 阪急ビル	大 阪	(06)351-0165
広 島	広島市庚午北1-15-21 児玉ビル	広 島	(0822)71-3313
福 岡	福岡市中央区高砂2-14-19	福 岡	(092)531-9657

全 / 卷 定 価 800 円

序

会計検査の目的が国の会計や国の会計に関係のある各種団体などの会計の適正妥当な執行を確保することにあることは今更申すまでもないところでありますが、その目的達成のためには、会計検査院職員が格段の努力を払うことが必要であるとともに、検査対象のあらゆる機関の関係者各位に、会計経理上の知識にあわせて、会計検査についての十分な理解と的確な認識を持って頂くことが必要であると考えます。

このたび、私共の大先輩であり財政会計制度について御造詣の深い元本院事務総長大澤實先生を中心として組織された「会計検査事務研究会」によって、会計検査院の組織、権限を定めた会計検査院法や、会計検査院が常時定期的に徴している計算証明書類の内容様式等を定めた計算証明規則を中心に、会計検査実施上の各種法令等について、豊富な参照条文や適切な実例を織り込み詳細な解説を加えた「会計検査事務必携」が編集発行される運びとなりました。

本書は、我が国の会計検査制度を御理解頂くためまことに好適のものであり、また、検査対象機関の会計経理事務に従事しておられる方々の実務参考書として極めて有用なものであると思いますので、十分熟読され、座右に留め置かれまして、制度の研究と実務の向上に大いに活用して頂きたいと心から期待してやみません。

昭和51年3月

会計検査院事務総長

鎌 田 英 夫

「会計検査事務必携」編集の辞

会計検査に関する事務は、近時、財政規模の増大、行政事務の複雑・多様化に伴なって、その事務量もふえ、一層複雑になってまいりましたが、反面、その執行については、より厳正、より精密、しかも迅速な処置が求められております。

このようなときに当って、私共は、多年会計検査院に在職して実務に当ってまいった体験を生かし、全国多数の経理担当の皆様、とりわけ検査を受けられる方々に対し、いささかでも、その事務の円滑な執行に資し得るよう、かつ又、検査院と受検庁相互の理解、協力に役立つことを願って、平素座右におかれて参考となし得る必携書の編集を思いました。

その内容としましては、検査法規の懇切平易な解説を主とすべきと考え、そのため、法規の逐条解説を、会計関係の法理にくわしく、実務に明るい井上鼎氏と不肖私が担当し、これらについての事例引用、疑義解明、規則運用の調整の作業を、現在、会計検査院の中堅として活躍中の門田浩・五十嵐清人両氏に分担して貰いました。

作業開始以来約1年、この程漸く刊行される運びとなりましたのが、標記の図書であります。

従前から単行本による検査関係参考書は、いくた発行されておりますが、本書の如く、検査関係法規の理論と実際について、総括的に、事例をおりまぜて解説したものは尠なく、しかも、加除式として今後の改正その他の新しい事態に備え、適時適切な改定を加え得る形式の出版物は皆無でありますので、皆様のご期待にこたえるところ大であると自負しております。十分にご活用をお願いする次第であります。

昭和51年3月

会計検査事務研究会代表 大 澤 實
元会計検査院事務総長

③等の丸数字は、原典にはないが読者の便宜上付して区分を明らかにした。

4 内容現在

本台本の内容時点は、原則として昭和51年1月20日現在とした。

5 今後の追録発行

本書の刊行後に法令の制定、改廃等があつた場合には、適時追録の発行によつて加除し、常に現行の内容とするよう補正する。

凡 例

1 本書の目的

国の収入支出の決算の検査及び会計の検査は、会計検査院に委ねられているが、会計検査院法等の的確な解釈及び運用が特に必要であることに鑑み、これを解説することによつて、広く会計に携わる方々の手引書として、その理解と認識を深めることを目的とした。

2 本書の構成

本書は、「会計検査院法」、「予算執行職員等の責任に関する法律」、「会計検査院法施行規則」及び「計算証明規則」の四編からなり、これを逐条解説とした。なお、今後必要に応じて質疑応答や検定例等も追加する計画である。

3 編集及び編集方針

- ① 本文は、「根拠条文」、「解説」、「指定」、「実例」、「参考規定」の順で編集し、特に解説に重点をおいた。
- ② 会計検査事務の主軸である「計算証明規則」では、実例によつて、これまで生じた疑義を設問形式として、できる限り採り上げ、その処置を明示し、本書の最重点の一つとした。
- ③ 各省庁及び出資団体に対する計算証明の指定については、計算証明規則の逐条解説の後に、＜各省庁の部＞・＜政府関係機関の部＞・＜各種団体の部＞に分類し、さらに＜各種団体の部＞は、各所管省庁ごとに包括して掲載した。
- ④ 各法令の原典は縦書であるが、本書はこれを横書に改めたため、「左」は「次」又は「下」と読み替えられたい。また、項の頭に付けてある②

会計検査事務必携 加除整理一覧表

追録を加除整理したときは、必ず、その追録号数、発行年月日および加除整理年月日を本表へ記入し取扱責任者が押印して下さい。

追録号数	発行年月日	加除整理年月日	整理者印
第 1 号	昭 31 年 5 月 15 日	昭 37 年 5 月 20 日	37
第 2 号	昭 31 年 11 月 1 日	昭 37 年 5 月 20 日	37
第 3 号	昭 32 年 6 月 10 日	昭 37 年 5 月 20 日	37
第 4 号	昭 33 年 5 月 10 日	昭 37 年 5 月 20 日	37
第 5 号	昭 33 年 9 月 1 日	昭 37 年 5 月 20 日	37
第 6 号	昭 34 年 6 月 15 日	昭 37 年 5 月 20 日	37
第 7 号	昭 34 年 9 月 1 日	昭 37 年 5 月 20 日	37
第 8 号	昭 35 年 6 月 15 日	昭 37 年 5 月 20 日	37
第 9 号	昭 36 年 3 月 30 日	昭 37 年 5 月 20 日	37
第 10 号	昭 36 年 12 月 30 日	昭 37 年 5 月 20 日	37
第 11 号	昭 37 年 5 月 20 日	昭 37 年 5 月 20 日	
第 12 号	昭 37 年 5 月 20 日	昭 37 年 5 月 20 日	
第 13 号	昭 37 年 5 月 20 日	昭 37 年 5 月 20 日	
第 14 号	昭 37 年 5 月 20 日	昭 37 年 5 月 20 日	
第 15 号	昭 37 年 5 月 20 日	昭 37 年 5 月 20 日	
第 16 号	昭 37 年 5 月 20 日	昭 37 年 5 月 20 日	
第 17 号	昭 37 年 5 月 20 日	昭 37 年 5 月 20 日	
第 18 号	昭 37 年 5 月 20 日	昭 37 年 5 月 20 日	
第 19 号	昭 37 年 5 月 20 日	昭 37 年 5 月 20 日	
第 20 号	昭 37 年 5 月 20 日	昭 37 年 5 月 20 日	
第 21 号	昭 37 年 5 月 20 日	昭 37 年 5 月 20 日	
第 22 号	昭 37 年 5 月 20 日	昭 37 年 5 月 20 日	
第 23 号	昭 37 年 5 月 20 日	昭 37 年 5 月 20 日	

追録号数	発 行 年 月 日	加 除 整 理 年 月 日	整理者印
第 24 号	昭 年 . 月 . 日	昭 年 . 月 . 日	
第 25 号	昭 . .	昭 . .	
第 26 号	昭 . .	昭 . .	
第 27 号	昭 . .	昭 . .	
第 28 号	昭 . .	昭 . .	
第 29 号	昭 . .	昭 . .	
第 30 号	昭 . .	昭 . .	
第 31 号	昭 . .	昭 . .	
第 32 号	昭 . .	昭 . .	
第 33 号	昭 . .	昭 . .	
第 34 号	昭 . .	昭 . .	
第 35 号	昭 . .	昭 . .	
第 36 号	昭 . .	昭 . .	
第 37 号	昭 . .	昭 . .	
第 38 号	昭 . .	昭 . .	
第 39 号	昭 . .	昭 . .	
第 40 号	昭 . .	昭 . .	
第 41 号	昭 . .	昭 . .	
第 42 号	昭 . .	昭 . .	
第 43 号	昭 . .	昭 . .	
第 44 号	昭 . .	昭 . .	
第 45 号	昭 . .	昭 . .	
第 46 号	昭 . .	昭 . .	
第 47 号	昭 . .	昭 . .	
第 48 号	昭 . .	昭 . .	
第 49 号	昭 . .	昭 . .	
第 50 号	昭 . .	昭 . .	

総 目 次

第1編 会計検査院法逐条解説

まえがき	51
------	----

第1章 組 織

第1節 総 則

第1条 [地 位]	52
第2条 [組 織]	54
第3条 [院 長]	55

第2節 検査官

第4条 [任命・俸給]	58
第5条 [任期・停年]	70
第6条 [職務執行不能又は義務違反による退官]	92
第7条 [処刑による失官]	97
第8条 [身分保障]	99
第9条 [兼職禁止]	99

第3節 検査官会議

第10条 [議 長]	101
第11条 [議決事項]	103

[必携台]

第4節 事務総局

第12条	〔所掌事務〕	109
第13条	〔職 員〕	131
第14条	〔職員の任免・進退〕	132
第15条	〔事務総長・次長〕	134
第16条	〔局 長〕	135
第17条	〔秘書官・事務官〕	136
第18条	〔技 官〕	138
第19条	〔支 局〕	139

第2章 権 限

第1節 総 則

第20条	〔会計検査院の職務及び検査の目的〕	139
第21条	〔決算の確認〕	144

第2節 検査の範囲

第22条	〔必要的検査対象〕	146
第23条	〔選択的検査対象〕	252

第3節 検査の方法

第24条	〔計算証明書類の提出〕	421
第25条	〔実地検査〕	423
第26条	〔帳簿等の提出要求及び質問等〕	423
第27条	〔事故の報告〕	424
第28条	〔資料提出・鑑定等の依頼〕	429

〔必携4〕

第4節 検査報告

第29条	〔掲記事項〕	430
第30条	〔国会への出席〕	438

第5節 会計事務職員の責任

第31条	〔懲戒処分の要求〕	439
第32条	〔弁償責任の検定〕	443
第33条	〔犯罪の通告〕	453

第6節 雑 則

第34条	〔違法・不当経理の意見表示・是正改善処置要求〕	455
第35条	〔審査の判定〕	456
第36条	〔法令等の改善意見表示又は処置要求〕	458
第37条	〔法令の制定・改廃に対する意見表示及び職務執行の疑義 に対する意見表示〕	460

第3章 会計検査院規則

第38条	〔規則への委任〕	463
附 則		489
つげたり		493

第2編 予算執行職員等の責任に関する法律 逐条解説

まえがき	501
第1条 (目 的)	502
第2条 (定 義)	504
第3条 (予算執行職員の義務及び責任)	513
第4条 (弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務)	518
第5条 (再検定)	525
第6条 (懲戒処分)	528
第7条 (弁償責任の減免)	534
第8条 (予算執行職員の弁償責任の転嫁)	601
第9条 (公社等の予算執行職員に対する準用)	604
第10条 (公社等の現金出納職員の弁償の責任)	609
第11条 (公社等の物品管理職員の弁償責任)	617
附 則	620
つけたり	622

第3編 会計検査院法施行規則逐条解説

まえがき	701
------	-----

第1章 検査官会議

第1条 〔検査官会議の開催〕	702
第2条 〔議案等〕	702
第3条 〔決議書類の保存〕	703
第4条 〔準 用〕	704
第5条 〔職務執行不能又は義務違反の事実の決定手続〕	704
第6条 〔議決を要する事項〕	705

第2章 院 長

第7条 〔院長の職権〕	706
第8条 〔職務の代行〕	707

第3章 事務総局

第9条 〔事務総長の職権〕	708
第10条 〔次 長〕	710
第11条 〔局 長〕	710
第12条 〔局長の職権〕	710
第12条の2 〔検定審議官〕	711
第12条の3 〔審議室審議官〕	712

第12条の4	〔各局の審議官〕	713
第12条の5	〔課の設置〕	714
第13条	〔課長〕	714
第14条	〔課長の職権〕	715
第14条の2	〔上席検定調査官〕	715
第14条の3	〔上席審議室調査官〕	716
第14条の4	〔厚生管理官及び研修官〕	716
第14条の5	〔技術参事官〕	717
第14条の6	〔上席調査官〕	717
第14条の7	〔課の名称等の細目の委任〕	718

第4章 検査報告

第15条	〔検査報告への掲記〕	751
------	------------	-----

第5章 雑 則

第16条	〔通告書〕	751
第17条	〔顧問〕	752
附 則		753
つげたり		753

第4編 計算証明規則逐条解説

まえがき	801
------	-----

計 算 証 明 規 則

第1章 総 則

第1条 (通 則)	805
第2条 (計算書の提出)	808
第3条 (証明責任者の交替等があつたときの計算証明)	824
第4条 (計算書の訂正)	830
第5条 (証拠書類の形式)	835
第6条 (外国貨幣換算に関する特別の書類)	842
第7条 (提出済の証拠書類等のある場合の処理)	847
第8条 (未到達証拠書類に関する処理)	851
第9条 (証拠書類等の編集)	851
第10条 (証拠書類等が滅失した場合の計算証明)	858
第11条 (特別の事情がある場合の計算証明)	860

第1章の2 国の債権の管理に関する事務を行なう職員 の計算証明

第11条の2 (国の債権の証明責任者、証明期間及び計算書)	900
第11条の3 (分任歳入徴収官等の分等の計算証明)	905
第11条の4 (一の計算書による計算証明)	907
第11条の5 (債権管理計算書の証拠書類等)	908

第2章 歳入徴収官等の計算証明

第12条（歳入の証明責任者、証明期間及び計算書）	1000
第13条（分任歳入徴収官の分等の計算証明）	1005
第14条（物納の証明責任者、証明期間及び計算書等）	1006
第15条（月計突合表の添付）	1007 / 2
第16条（歳入徴収額計算書の証拠書類）	1008
第17条（競争契約に関する特別の書類）	1017
第18条（随意契約に関する特別の書類）	1023
第18条の2（証拠書類に附記する事項）	1027
第19条（訂正の報告）	1029

第2章の2 国税収納命令官等の計算証明

第19条の2（国税等の徴収の証明責任者、証明期間及び計算書）	1148
第19条の3（分任国税収納命令官の分等の計算証明）	1153
第19条の4（月計突合表の添付）	1154
第19条の5（国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類等）	1155
第19条の6（国税収納金整理資金からする支払の証明責任者、証明期間及び計算書）	1168
第19条の7（国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類等）	1172
第19条の8（国税収納金整理資金からする支払の支払委託の証明責任者、証明期間及び計算書）	1181
第19条の9（国税収納金整理資金支払委託額計算書の証拠書類）	1184
第19条の10（国税収納金整理資金支払命令額計算書及び国税収納金整理資金支払委託額計算書の特例）	1191
第19条の11（国税収納金整理資金支払命令額及び支払委託額計算書	